

遠隔地返却制度(試行)のご案内

愛知県図書館

●遠隔地返却制度とは？

愛知県図書館で借りられた資料を、お近くの図書館等の窓口で返却していただく制度です。愛知県図書館では、県図書館までお出でいただくことに時間や交通費が特に多くかかる地域を対象に、9月13日から半年間、試行としてこの制度を実施します。

この間、下記の図書館等の窓口で愛知県図書館からの貸出資料をご返却いただけます。

●試行期間

平成23年9月13日から平成24年3月31日まで

●取扱図書館(窓口)

(東三河地区)

- 【豊橋市】豊橋市中央図書館2階カウンター / 豊橋市図書館配本センター貸出室
- 【豊川市】豊川市中央図書館総合サービスカウンター*
- 【蒲郡市】蒲郡市立図書館一般室カウンター
- 【新城市】新城図書館
- 【田原市】田原市中央図書館 / 田原市渥美図書館
- 【設楽町】設楽町民図書館 / つぐグリーンプラザ図書室
- 【東栄町】東栄町教育委員会*
- 【豊根村】豊根村教育委員会*

(西三河地区)

- 【岡崎市】岡崎市立中央図書館1階貸出・返却カウンター*
- 【西尾市】西尾市立図書館 / 西尾市立一色学びの館
西尾市立吉良図書館 / 西尾市立幡豆図書館
- 【高浜市】高浜市立図書館
- 【幸田町】幸田町立図書館

(知多地区)

- 【半田市】半田市立図書館(本館)
- 【常滑市】常滑市立図書館
- 【南知多町】南知多町町民会館図書室*
- 【美浜町】美浜町図書館
- 【武豊町】武豊町立図書館

* のついた図書館は市町村在住者のみの対応です。

他市町村在住の方の返却はお受けできませんのでご注意ください。

●遠隔地返却制度利用の手続き

「愛知県図書館資料返却票」

遠隔地返却制度の利用を希望される方には、愛知県図書館貸出カウンターで「**愛知県図書館資料返却票**」をお渡ししますので、必要事項をご記入のうえ、貸出資料とともに取扱図書館の窓口へご返却ください。なお、「**愛知県図書館資料返却票**」は各取扱図書館窓口にもご用意しております。

※※※ 注:各図書館の返却ポストは利用できません! ※※※
必ず、各館の窓口カウンターへご返却ください。

各取扱図書館の窓口で、**資料返却票**の記載事項を確認の上、**返却票**の「**利用者控**」をお渡しします。控えとなりますので、必ずお受け取りください。

●遠隔地返却制度で返却できる資料

この制度で返却できる資料は

愛知県図書館が個人貸出をした図書、紙芝居、AV(音響・映像)資料です。

なお、以下の資料は遠隔地返却の対象となりません。直接愛知県図書館へご返却ください。

【返却できない資料】

- (1)長辺が45 cmをこえる大型資料（大型絵本、大型紙芝居など）や紙芝居舞台
- (2)愛知県図書館が他館から取り寄せて提供した相互貸借資料

●ご注意ください

- (1) 取扱図書館へ返却されても、返却処理は、愛知県図書館に届いてから行いますので、その間は貸出中のままとなります。資料が愛知県図書館に届くまで10日間ほどかかることがあります。
- (2) 返却処理前に県図書館へ来館された場合、貸出状況（遠隔地返却済資料を含め、貸出冊数が貸出限度冊数に達している場合及び返却期日を過ぎた資料がある場合）により、貸出が受けられない場合があります。
- (3) 予約が入っている資料については、取扱図書館に返却されていても督促の連絡をすることがありますがご容赦ください。
- (4) 取扱図書館で受け付けるのは返却のみです。貸出期間の延長を希望される場合は、貸出期限内に愛知県図書館へ資料をお持ちいただき、延長の手続きをしてください。

* ご記入いただいた個人情報、愛知県図書館の遠隔地返却にかかわる目的以外に使用することはありません。

* その他、ご不明の点は愛知県図書館までお問い合わせください。

連絡・お問い合わせ先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-9-3

愛知県図書館資料支援課広域グループ

TEL 052-212-2323 FAX 052-212-3674